

いじめ防止対策基本方針

甲斐市立竜王中学校

1 いじめ問題に関する基本的な考え

(1) いじめの定義

いじめとは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う、仲間はずれ、無視、陰口または叩く、殴る、蹴るなどのように心理的または物理的に影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身に苦痛を感じているものをいう。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、心身の苦痛を感じているものをいじめと判断する。

一見いじめとしてみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(2) いじめに対する基本的な考え方

- ①いじめは、人として決して許されない行為であり、どの生徒、どの学校でも起こり得ることであり、学校、家庭などが一体となって継続して未然防止、早期発見、早期対応に取り組むことが必要である。
- ②いじめは、いじめられる生徒の心身に大きな苦痛を与えるとともに、教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものであり、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。
- ③すべての教職員は、生徒の自尊感情を育む教育活動を推進し、生徒一人ひとりがいじめをしないように、またはいじめを受けないように学校生活のあらゆる場面を通じて、協力・連携して指導しなければならない。
- ④教職員は、いじめの未然防止と早期発見に努めるとともに、いじめが起こった場合は、関係する生徒、保護者などからいじめの状況について聴取等を行い迅速かつ適切な対応をし、再び起こらないよう取り組まなければならない。また、いじめられる生徒の心身の回復を最大限に配慮するものとする。
- ⑤学校は、いじめの未然防止と早期発見、いじめの解決のために、児童相談所、専門家、警察等関係機関と協力連携することとする。

2 いじめの態様

(1) いじめは、次のようなものが考えられる。「いじめ」に当たるか否かの判断は表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

- ・冷やかしたりからかったり、悪口や陰口、脅し文句や嫌なことを言う。
- ・仲間はずれ、集団で無視をする。
- ・軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩いたり蹴ったりする。
- ・強くぶつかったり叩いたり、蹴ったりする。
- ・金品をたかる。

- ・金品を隠したり盗んだり、壊したり捨てたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・インターネット、パソコン、携帯電話などで、誹謗中傷や嫌なことをする。
- ・その他、いじめを受けている生徒が心身に苦痛を感じているもの。

(2) いじめは、いじめる側、いじめられている側という二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」などの存在や、また学級や部活動等の所属集団の在り方（例えば「無秩序」「同調性」）なども影響し、見逃されたり助長されたりすることを理解しなければならない。

3 いじめ防止対策の組織

(1) いじめ防止対策委員会

- ①いじめの未然防止と早期発見、いじめの解決のために、いじめ防止対策委員会（以下、「委員会」という。）を設ける。
- ②委員会の役割は、次のとおりとする。
 - ア いじめの未然防止、早期発見、いじめの解決のために行う教職員の連携、情報交換に関すること。
 - イ いじめに関する調査（アンケートなど）の実施、分析、解決策等を講じること。
 - ウ いじめに関する専門家、関係機関・団体との連携に関すること。
 - エ いじめに関する教職員の研修に関すること。
 - オ 前項に掲げるもののほか、いじめに関係すること。

(2) 委員会の構成

- ①委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、学年の生徒指導担当、特別支援コーディネーター、養護教諭、スクールカウンセラー等で構成する。その他、適宜当該いじめに関係する他の教職員、または必要に応じて学校外の専門家等を加えるものとする。
 - ・委員長は、校長が務める。
- ②委員会のもとに、「生徒指導・支援部会（以下、生指会）」を設け、生徒指導主事が主宰する。
 - ・生指会は、教頭、生徒指導主事、学年の生徒指導担当、特別支援コーディネーター、養護教諭で構成する。
 - ・生指会は毎週開催し、生徒指導主事は、生指会の内容を校長に報告する。

4 未然防止、早期発見の取組み

(1) いじめが起こらない土壌づくり

生徒が望ましい人間関係を築き、集団の一員として認められ「出番と居場所のある」学校づくりに努め、いじめが起こらない学級、学年、学校の土壌づくりに取り組む。

- ①わかる授業を実践し互いに学び合う学級集団づくりを進め、学級の生活の充実と向上に取り組む。
 - ・人権尊重の精神を育み、互いにかけてがえのない一人の人間として認め合う生徒を育てる。
 - ・互いに規律を守り落ち着いた雰囲気の中で授業が受けられ、間違っただけを言っても笑われることがない学級を実現すること。
 - ・学習意欲を引き出し、家庭学習などに自主的に取り組む生徒を育てる。
 - ・規範意識や思いやりの心を育み、正義を重んじ差別や偏見のない社会の実現に努める態度を養う道徳の授業に取り組む。
 - ・日直、給食、掃除などの係活動を通じて、互いの役割を果たし協力し合うことができる生徒を育てる。
- ②学校生活に秩序を保ち、集団への所属感や連帯感を育て、安心安全な学校づくりに取り組む。
 - ・生徒会活動を活発にし、いつも明るく爽やかなあいさつが交わされる学校づくりに取り組む。
 - ・1、2、3年の壁を築くことがないように、翔龍祭などで学年をオープンにした縦割り集団の活動を仕組み、学年を越えた仲間づくりを進める。
 - ・全校で合唱活動に取り組む連帯感や達成感を育み、学校文化を向上させる。

- ・部活動を奨励して、心身を鍛え学校の伝統や誇りを継承する態度を養う。
- ・いじめ根絶の決議、ポスター作成など生徒の自主的な活動を仕組み、いじめ防止について自ら考え行動できる生徒を育てる。
- ・学校や地域におけるボランティア活動を奨励し、地域から信頼され頼りにされる生徒を育てる。
- ③インターネット利活用に関する講習会を実施する。
 - ・携帯電話やパソコン、インターネットを利用したいじめ、情報の書き換えや不正アクセスなどの犯罪や加害行為、個人情報の流失や高額料金の請求などの被害実態など、インターネットの利活用の課題を生徒や保護者が学習できる機会を持つ。
 - ・誹謗中傷、恐喝、暴力行為などは人として許されないこと、法令で犯罪になることを、あらゆる機会を通じて指導する。インターネット上のいじめが刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る等、重大な人権侵害に当たることを理解させるための情報モラル教育の充実を図る。
- ④いじめの相談窓口を紹介する。
 - ・総合教育センター、児童相談所、警察、地方法務局などいじめの相談窓口を紹介し、学校や教師以外でも気軽に相談できる場所を周知する。
- ⑤SCの活用を促す。
 - ・中傷されている子、中傷されやすい子など心に不安を持つ子がSCに相談しやすいように、担任、保健室、生徒指導主事などが連携する。保護者の利用増につとめる。
 - ・これまで利用がほとんどない課題をもった生徒や保護者がSCを活用するように、担任、生徒指導主事が連携して取り組む。
- ⑥いじめの現状、いじめ防止の施策等校内研修の実施に努める。
 - ・文科省「いじめの認知について～先生方一人一人がもう一度確認してください」や「甲斐市いじめ防止基本方針」等を活用し、教職員のいじめに対する理解と対応能力の向上に努める。
- ⑦市家庭教育支援員、児童相談所、心の発達支援センター、警察署など外部の専門機関と日常的に相談したり、助言を求めたりする。
- ⑧発達障害を含む障害のある生徒、海外から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者をもつなどの外国につながる生徒、性同一性障害や性的指向・性自認に係る生徒、震災等により被災・避難した生徒を含め、学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) いじめの早期発見や学校内の環境整備

- ①「いじめはどの学校、どの生徒でも起こりうるもの」という基本認識に立ち、すべての教職員が個々の生徒の学校生活、人間関係に対して、日常的に丁寧な観察と情報交換を行う。
 - ・日常の観察とともに、学級日誌、日記（ドラスタ）、作文、ノートなど生徒が記したものを注意深く把握する。
 - ・一人の教職員だけで問題を抱えることなく、学年、学校全体として対応する。
 - ・生徒の課題や問題について、保護者と連絡を密に取り連携協力関係を深める。
- ②「たつの子相談票」の実施と改善
 - ・学期ごと「たつの子相談票」でいじめ、悩み調査を行い、生徒の人間関係や生活実態を把握する。
- ③タブレット端末を利用した「生活アンケート」の実施。
 - ・月1回実施し、生徒の人間関係での悩みやいじめ事案の早期発見に努める。
- ④生徒の居場所としての保健室・ふれあい教室の整備
 - ・生徒のふれあい教室、保健室利用の状況を把握し、生徒の心身の現状を共有できるように努める。
 - ・個々の生徒の実態に応じて、ふれあい教室・保健室とSCの連携を深める。
- ⑤SC、教育相談を活用する。
 - ・生徒及び保護者がいじめに係る相談を寄せることができる体制の整備
 - ・部活動休養日を設定し教職員の業務の見直しを行い、いじめに係る相談等に依る時間を一層確

保する。

- ・SCと連携協力し、生徒や保護者の相談状況などについて把握する。
 - ・学校生活における生徒の人間関係、悩みなどについて、研修する機会を設ける。
- ⑥インターネットいじめへの対応
- ・インターネットを介したいじめや事件も発生していることから、生徒が利用するサイトなどへのアクセスを実行して実態の把握に努める。
 - ・学校、保護者だけの解決が難しい場合やインターネット上の書き込みを直ちに削除する必要がある場合などは、警察署、通信事業者など専門家との連携を進める。
- ⑦SSCによる巡回を実施する。
- ・校門指導、校舎内外の巡回（トイレ 正門北門 校舎周辺 非常階段他）を行い、問題行動の防止に努める。
- ⑧学級実態調査（Hyper-QUテスト・行動早見一覧表など）を活用した学級集団づくり
- ・気になる生徒へのアプローチ、学級集団の特長把握と改善策を図り、生徒が安心して学校生活を送れるよう調査等を生かす。

5 いじめの対応

(1) その場の指導、早期の連絡・報告、組織的な対応

- ・いじめを認知した時は、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。すべての教職員はその場でその行為を直ちに止めさせるとともに、関係する生徒を把握し適切な指導をしなければならぬ。併せて直ちに担任、学年主任、生徒指導主事等へ連絡し、校長に報告しなければならない。
- ・校長は、市教育委員会に報告する。

(2) いじめの詳細な実態把握に努め、情報を共有する。

- ・いじめ防止対策委員会が中核となって、組織的にいじめの把握、早期対応を行い、外部機関との連携などを進める。
- ・いじめる生徒、いじめられた生徒、及び周辺の生徒から当該行為の実態、経過、心情などを聞き取り、記録すること。当該行為のきっかけ、どのくらい続いているかなど、いつ、どこで、だれがどのように行ったか、まとめ整理する。
- ・関係する生徒が遭遇しないように、聴取する時間、場所に留意すること。聴取は、原則として複数の教職員で行う。
- ・いじめの行為を裏付ける教育相談記録、日記、手紙、ノートなどの保全記録に努める。

(3) いじめを受けた生徒などを守る。

- ・いじめの相談をした生徒、いじめを受けた生徒、またいじめの情報を伝えた生徒を守るため、教職員は内容の秘匿に努めるとともに、当該生徒を休み時間、清掃、放課後、登下校等においても教職員の目が行き届くよう努める。
- ・つらい心情を共感的に理解し、自信を持たせる言葉をかける等、自尊感情を高めるよう配慮する。
- ・必ず解決でき安心して学校生活を送れるようになることを伝える。
- ・SCなど専門家の教育相談を促し、外部機関の情報を提供する。

(4) いじめた生徒の指導

- ・心理的に孤立感、疎外感等を与えないようにするなど一定の教育的な配慮のもと、いじめを行った気持ちや状況、背景などについて十分な聴取をするとともに、いじめを止めるよう指導する。
- ・いじめられる生徒の心情を認識させ、いじめが人として決して許されないことなど、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ・SCなど専門家の教育相談を促し、外部機関の情報を提供する。

(5) 保護者の対応

- ・いじめの実態、生徒の実情等を十分把握した上で、家庭訪問、電話等で保護者に迅速に対応する。
- ・いじめられた生徒の保護者に対しては、学校の指導方針、指導の経過などを伝えるとともに、今後の対応について協議する。

- ・いじめた生徒の保護者に対しては、学校の指導方針、指導の経過などを伝えるとともに、いじめは決して許されない行為であるという姿勢を示して、家庭での指導を依頼する。
- ・生徒の変容を図るため、今後のかかわり方などを保護者とともに考え、具体的な助言をする。

(6) 学級、学年、学校全体への指導

- ・いじめを関係する生徒だけの問題とすることなく、学級、学年、学校全体の問題として取り組む。
- ・はやし立てたり、見て見ぬふりをする行為がいじめを認めたり、助長したりすることを理解させる。
- ・いじめに関する報道や体験に基づいた資料をもとに、いじめについて話し合い、自分たちの問題として認識できるような指導を行う。

(7) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断する。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず期間を設定する。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該のいじめの被害児童生徒及び加害児童生徒については、日常的に注意深く観察する必要がある。

6 重大事態に対する対応

いじめの重大事態については、本基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成29年3月）文部科学省」により適切に対応する。

また、生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申立てがあったとき、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

(1) 生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあるいじめの対応

- ・重大な事態が生じた場合、学校から市教育委員会、市へ報告する。
- ・関係する生徒、保護者等から十分な時間をかけて事情を聴取するとともに、犯罪行為等の疑いがある場合、警察署へ迅速に届け出る。
- ・いじめ防止対策委員会に外部の心理、福祉等の専門家を加え、いじめに係る生徒及び学校全体の生徒の精神的なケアに努める。

(2) 外部専門家による調査

- ・いじめの実態の把握及び聴取等が困難なことも予想されることから、市教育委員会及び外部の専門家による調査等も依頼する。

7 いじめ防止対策計画

- ・いじめ防止対策の年間計画は、生徒指導及び防犯防災道徳教育の年間計画と整合性を持たせて立案する。

いじめ防止対策年間計画（竜王中学校）

月	内容	備考
4	いじめ対策基本方針の確認	職員会議
	生徒指導・支援部会（年間計画確認） 第1回いじめ防止対策委員会	
	生活アンケート	
5	生徒指導・支援部会 第2回いじめ防止対策委員会	
	生活アンケート	
6	生徒指導・支援部会 第3回いじめ防止対策委員会	
	いじめアンケート（たつの子相談票）	
	HyperQ-U検査（全学級）	
7	地域教育推進会議	主任児童員・民生委員育成会長
	生徒指導・支援部会 第4回いじめ防止対策委員会	
	生活アンケート	
	HyperQ-U検査についての学習会	
8	生徒指導・支援部会 第5回いじめ防止対策委員会	
	生活アンケート	
9	生徒指導・支援部会 第6回いじめ防止対策委員会	
	生活アンケート	
10	生徒指導・支援部会 第7回いじめ防止対策委員会	
	生活アンケート	
11	生徒指導・支援部会 第8回いじめ防止対策委員会	
	いじめアンケート（たつの子相談票）	
	HyperQ-U検査（全学級）	
12	生徒指導・支援部会 第9回いじめ防止対策委員会	
	生活アンケート	
1	生徒指導・支援部会 第10回いじめ防止対策委員会	
	生活アンケート	
	道徳公開授業・PTA教育講演会	（開催月日は年度始めに設定）
2	生徒指導・支援部会 第11回いじめ防止対策委員会	
	いじめアンケート（たつの子相談票）	
3	生徒指導・支援部会（年間総括と翌年度への申し送り） 第12回いじめ防止対策委員会	
	生活アンケート	今年度のまとめ

*生徒指導・支援部会は、毎週一回行う。

*いじめ防止対策委員会は生徒指導・支援部会内で行う

*生活アンケートは、2月・6月・11月を除き毎月1回実施

*本方針は、「いじめ防止対策推進法」・「山梨県いじめの防止等のための基本方針」・「甲斐市いじめ防止基本方針」に則り作成しています。

（平成30年12月改訂）

（令和4年6月改定）